

17 回知的財産翻訳検定＜第 8 回英文和訳＞

1 級 知財法務実務 標準解答

問 1

全訳問題試訳

実際に特許が発行される日に、特許証が記録上の連絡先へ送達され、あるいは郵送される。

特許出願が米国特許となる日付は重要である。この日に、米国特許権を侵害者に対して行使することが可能となる。

米国特許法 154 条に規定する特許権者が特許発行前の特許発明使用に関する合理的な実施料を徴収する権利は、特許発行日まで認められない。

特許発行日をもって、特許権者にとって行使することができなくなる権利がある。例えば、未公開の明細書に関するその明細書、図面、及び包袋記録全部は、公衆に利用可能となる。そのため、特許権者は、その明細書に含まれていたであろう営業秘密情報に基づいて権利を主張することはできなくなる。特許発行日の後、特許権者は、米国特許法 120 条に従って、米国において継続出願をすることができない。また、特許権者が対応する外国特許出願をすることができなくなる国もある。特許発行日はまた、重要な期間の始期でもある。例えば、特許権者が米国特許法 251 条に基づいて権利範囲を拡張する再発行出願をすることができる 2 年の期間は、該当特許の発行日に開始する。特許権は、法的に、その発行日をもって有効に付与されたものと推定される。特許は、その発行日をもって当該特許を基礎づける財産を所得税目的で減価償却可能な存続期間が確定可能となる。最後に、特許発行後、特許を訂正し、修正し、変更することができるのは、訂正証、ディスクレーム、再発行特許、あるいは適法に審査されていない特許によってだけである。

問 2

要約問題解答例

クレームの不明確性は、連邦高裁が判断する法律問題である。米国特許法 112 条第 2 パラグラフは、クレームは、特許権者の排他権の範囲を画定するのであるから、それにより保護されている発明の範囲を公衆に知らせる点で十分に明確であることを要求している。合理的なクレーム解釈の結果、当業者がクレームの範囲を把握するのに必要な明確性が得られないと判断された場合、その不明確性は解消不能で当該特許権は無効とされる。(198 字)